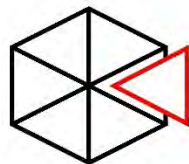


令和 6 年度手稲区災害時支え合い研修会

報 告 書



一般社団法人 **Wellbe Design**

1. 研修会のねらい

手稲区内の避難行動要支援者名簿取得団体の役員、各地区民生委員児童員協議会会長・副会長などを対象に、現在市で行っている要配慮者避難支援の取組について学び、理解を深めること、区内で要配慮者避難支援に取り組む団体における現状の課題を知り、今後の災害時支え合い活動を進めるためのヒントを見つけることをねらいとした。

2. 内容と展開

当法人では、(2)の基調講演及び、(3)の質疑に対する回答を担当し、(4)のアンケートにおいては、研修会終了後に集計を行った。

(1) 【行政説明】「札幌市における要配慮者避難支援の取組について」

説明：札幌市保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課

要配慮者支援調整担当係長 乙坂 明史 氏

(2) 【基調講演】「地域全体で築く要配慮者避難支援」

説明：一般社団法人 Wellbe Design 理事長 篠原辰二

(3) 質疑応答

(4) アンケート

(2)の基調講演では配布資料を用い、以下の内容について説明した。

- 1) 災害時避難行動支援のおおまかな変遷
- 2) “避難行動に支援を要するもの”の定義
- 3) 避難支援とはどのような支援なのか
- 4) 風・水・土砂から危難を避けるタイミング及び浸水被害からの危難の避け方
- 5) 能登半島地震の教訓＝「可視化」
- 6) 要配慮者避難支援の取組の手順
 - ① 町内会での検討
 - ② 名簿の入手と顔合わせ
 - ③ 支援方法の話し合い＝計画化
 - ・ 個別避難計画
 - ・ 介護事業所や各種支援者・支援機関との連携
 - ・ 障がいのある方の支援に向けて（誰もが住みやすいあんしんのまちコーディネート事業の紹介）
 - ④ 日常的なかかわりあい
- 7) 地域活動や行事を活用した支援体制づくり

3. 質疑応答における内容

参加者からの質疑に対し、Wellbe Design 理事長の篠原が以下の通り回答を行った。

【A 町内会（戸建て）】

- うちの町内会も要配慮者の名簿をいただき、毎年名簿の登載の人が増えていく状態です。名簿を受けとると必ず訪問をして、本当に支援が必要なのか確認をして活動しています。名簿の中には、家族と一緒に住んでいる方も入っています。
- 勝手な判断ですが、家族と一緒に同居しているのであれば、家族の人で対応してもらえないかというような対応をしている。この対応については、どのように判断したらよいか、お聞きしたい。

【Wellbe Design 篠原】

- すごくいい質問です。名簿情報が渡るという事は、法律に基づいて行っていくもので、法律では家族が同居しているかどうかではなく、個人の特性に合わせて名簿に登載していくという事になっている。そのため、名簿情報が渡るという事になっている。
- 大事なのは誰が支援するのかという時に、家族が同居していることが分かっているならば、先に行った方が得ですよということ。それを示すのが、個別避難計画シートの中で誰が支援するのか書く欄があるが、そこを家族の名前にすればよい。町内会がなんでも支援する必要はない。「あなたは家族が同居ですね。逃げるという様な気象の状況などは家族が受け取れ判断できるのであれば、あなたの支援者は家族ですよ。」という風にしてあげてもよい。
- 家族と話し合いができるのであれば、すぐにでも行って家族とも調整ができるとよいと思う。まずは、名簿に登載されている方は同意をいただいているため、そういったところには声掛けに行っていただくとよいかなと思う。

【B 町内会（マンション）】

- うちの町内会の要配慮者で、ご家族が2人いる方がいる。2名支援者を書く欄があるため、一人はご家族にやってもらい、もう一人は近所の方をお願いし、複数名を選択している。

【WellbeDesign 篠原】

- マンションについては、一昨年の冊子(2022年度要配慮者避難支援実践集取組みの工夫)に事例を掲載させていただきました。マンションのため、要支援者の方には同じ階層や使うエレベーターが一緒の方が支援に行きやすいとのことで、いろんな工夫がされているので、参考にしていただければと思う。

【B 町内会（マンション）】

- 札幌市に対して、要望があります。私たちはマンションのため避難所に避難するという対象にはなっていない。だが、要配慮者はいるため、要配慮者の必要なものでたとえば食料などは、要配慮者分を支給されてもいいのかなと思っているが、どうでしょうか。

【札幌市 乙坂係長】

- 避難所の物資の関係は、危機管理部の所管にはなるが、避難所にある物資は避難所に来た人だけがもらえるものではなく、周辺の方や在宅で避難しているが物資が不足していて受け取りたいという方に対しても渡している。そのため、今話していた通り困っている方がいて分けてくださいという事であればお渡しするという対応は可能です。

【WellbeDesign 篠原】

- マンションになってくると、管理組合で用意をするべきなのか、そういう用意をしてもらった方が良い場合もあるが、さらに札幌市では必要な人には物資が当たるという状況にある。

4. アンケート結果

(1)実施日

令和6年12月6日（金）14：00～16：00

(2)対象者

研修会参加者 計72名

（自治会・町内会33名、民児協18名、福まち8名、地区活動推進等10名、オブザーバー3名）

(3)回収数

55 回収率76.4%

(4)結果

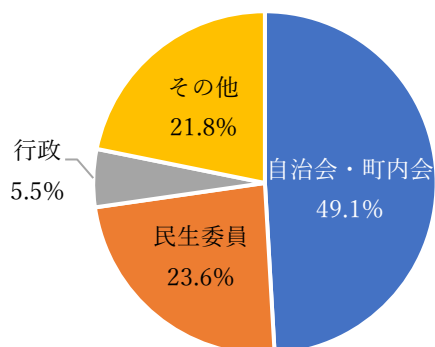
■回答者の所属

回答者を4分類（1.自治会・町内会、2.民生委員、3.行政、4.その他）に分けると、「自治会・町内会」が49.1%と最も高くなっています。「その他」には、福まちの他、個人名や無回答者を含めています。

■所属	回答数	割合
1.自治会・町内会	27	49.1%
2.民生委員	13	23.6%
3.行政	3	5.5%
4.その他	12	21.8%
合計	55	100.0%

■回答者の所属

n=55



■ 1.自治会・町内会 ■ 2.民生委員 ■ 3.行政 ■ 4.その他

■設問1 当研修会の理解度について

評価1(参考にならなかった)から評価6(参考になった)の中から一つだけ○をつけてもらいました。

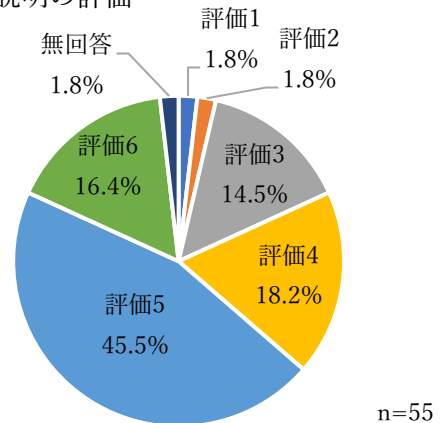


(1)行政説明「札幌市における要配慮者避難支援の取組について」

「評価5」の割合が45.5%と最も高く、次いで「評価4」が18.2%、「評価6」が16.4%となっています。

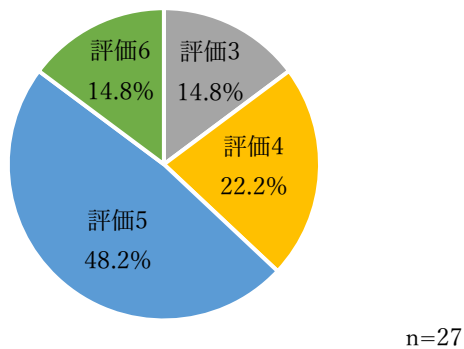
■行政説明	回答数	割合
評価1	1	1.8%
評価2	1	1.8%
評価3	8	14.5%
評価4	10	18.2%
評価5	25	45.5%
評価6	9	16.4%
無回答	1	1.8%
合計	55	100.0%

■問1行政説明の評価

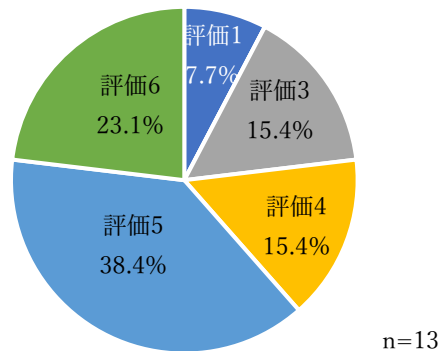


所属で分類した結果は以下の通りとなっています。

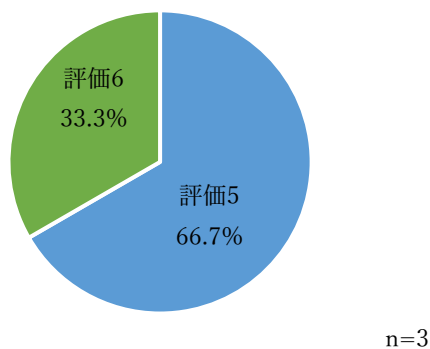
■問1 行政説明の評価（自治会・町内会）



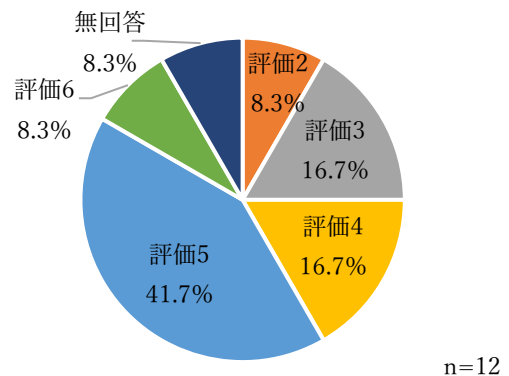
■問1 行政説明の評価（民生委員）



■問1 行政説明の評価（行政）



■問1行政説明の評価（その他）

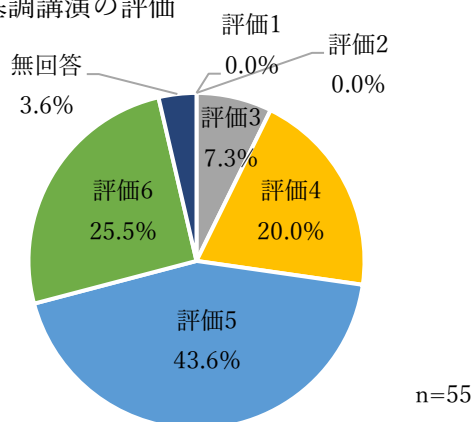


(2) 基調講演「地域全体で築く要配慮者避難支援」

「評価 5」の割合が 43.6%と最も高く、次いで「評価 6」が 25.5%となっています。

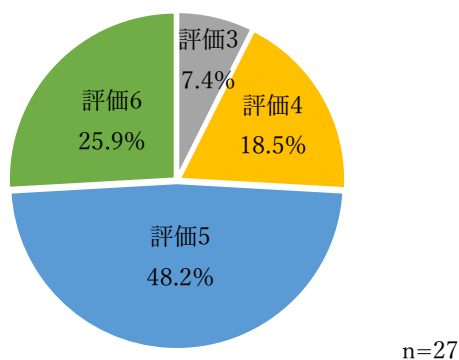
■ 基調講演	回答数	割合
評価1	0	0.0%
評価2	0	0.0%
評価3	4	7.3%
評価4	11	20.0%
評価5	24	43.6%
評価6	14	25.5%
無回答	2	3.6%
合計	55	100.0%

■ 問1 基調講演の評価

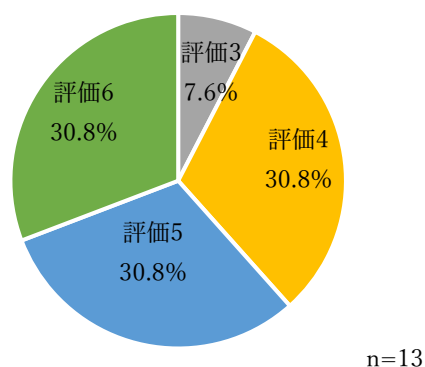


所属で分類した結果は以下の通りとなっています。

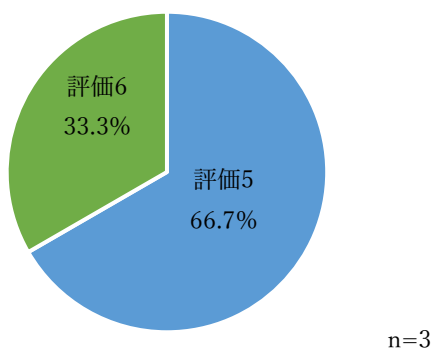
■ 問1 基調講演の評価（自治会・町内会）



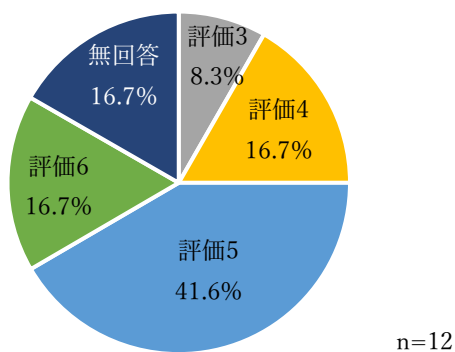
■ 問1 基調講演の評価（民生委員）



■ 問1 基調講演の評価（行政）



■ 問1 基調講演の評価（その他）



他、具体的な意見や感想については、下記の通り 21 件の記載がありました。

- 災害時の対応は決めている
- 行政説明は、早過ぎて聞きづらかった(時間配分を考慮してそうなったのかもしれませんが…。)
- 普段の付き合いの大切さが大事だという事がよく分かった。まずは声掛けだけでもやってもらえる人を増やせるように伝えていきたい。本当に必要な人がもれないように情報を把握する、行事で訓練や練習をしたいと思う。
- 理解しやすい内容であった(基調)
- 要配慮者支援の取組みの手順についての説明
- 話を聞きながらわが町ではどのようにできるのかのヒントになりました
- 法改正後のこと、理解していなかった。地域でのやり方がいろいろあると見えて来た。中々自分事として考えていない現実です。
- 要支援名簿製作するに当たりどのように、名簿を作ったがどのように？
- 早くて分からなかった
- 参加者をいかに増やすかが課題と思います。
- この種の研修会は、初めて受講したので参考になった。今後、内容を熟知し、深めて行きたいと思っています。
- 町内会役員をお願いすることも難しかったり、町内会の行事や活動がほとんどありません。そのような組織状況では何ができるのか話し合いたいと思っています。
- 避難行動支援者について、地域のケアマネさんやワーカーさんとの連携が必要だと思いました。日常の関わり合い、隣近所の関わり合いが大切。
- 災害時の支援を考えるだけで、気が重たくなりますが、今まで町内会でやってきた日常的な関りで、対話を重視した支援をやっていくことの確認ができたこと
- 滑舌よい声、流暢な話ぶりで聞きやすかった。
- 防災レベルの考え方について、対応のあり方。介護者との関わりの区分。
- 細かく具体的に話されて、よく理解できたが、問題点(基調の部分など)が多すぎて、一辺に理解することは少々無理があると感じました。
- 避難支援であって、救助活動ではないことを明確に講習内容で謳ってほしい
- この制度についてあまり知らなかった
- 制度全般の理解、確認の機会となり有益でした。
- 避難所へ避難させる(する)のではなく、安否の確認が主である。声掛けが大事。

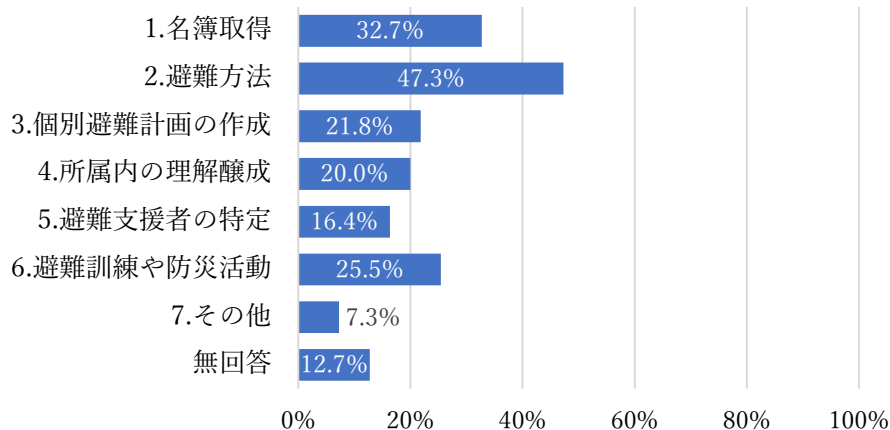
■設問2 今後貴地区の要配慮者避難支援の取組を進める上でどのような支援を望みますか
(複数回答可)

「具体的な避難方法に関する支援」が47.3%と最も高く、次いで「避難行動要支援者名簿の取得に関する支援」が32.7%、「避難訓練や防災活動に関する支援」が25.5%となっています。

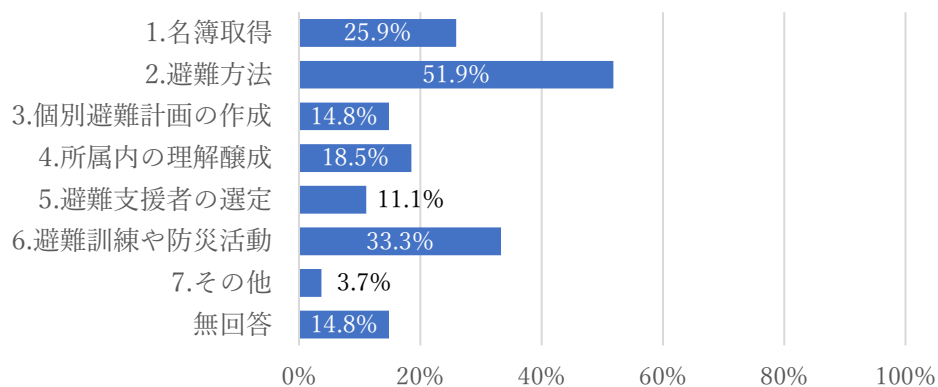
■問2 要配慮者支援の取組を進める上で望む支援	回答数	割合
1.名簿取得	18	32.7%
2.避難方法	26	47.3%
3.個別避難計画の作成	12	21.8%
4.所属内の理解醸成	11	20.0%
5.避難支援者の特定	9	16.4%
6.避難訓練や防災活動	14	25.5%
7.その他	4	7.3%
無回答	7	12.7%

所属で分類した結果は以下の通りとなっています。

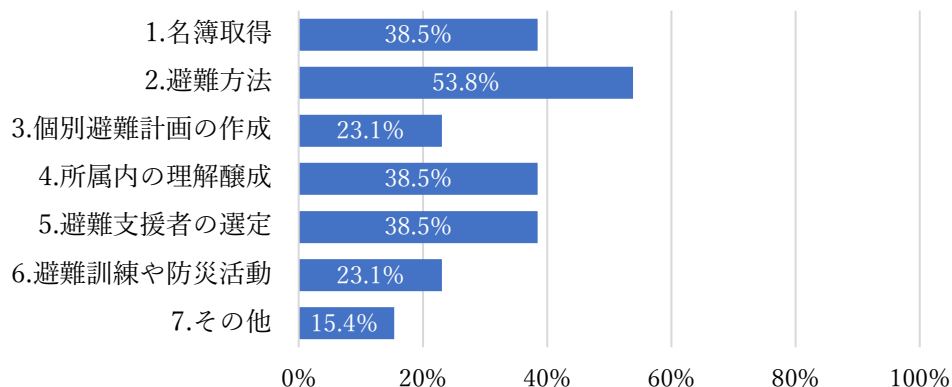
■問2 要配慮者支援の取組を進める上で望む支援（複数回答可） n=55



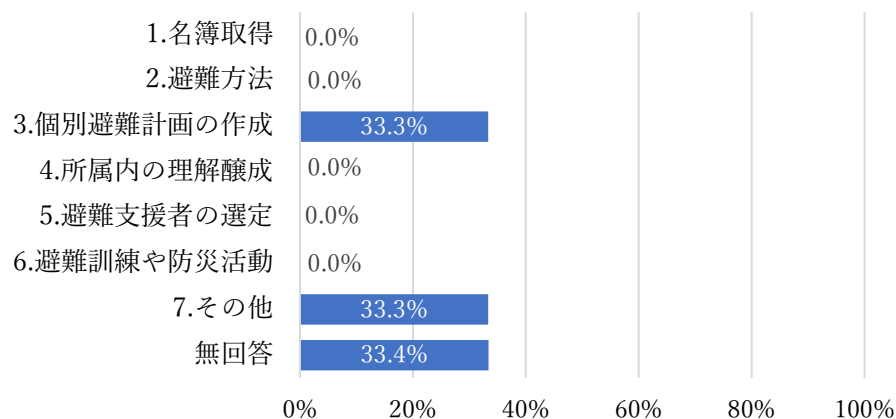
■問2.要配慮者支援の取組の望む支援（自治会・町内会） n=27



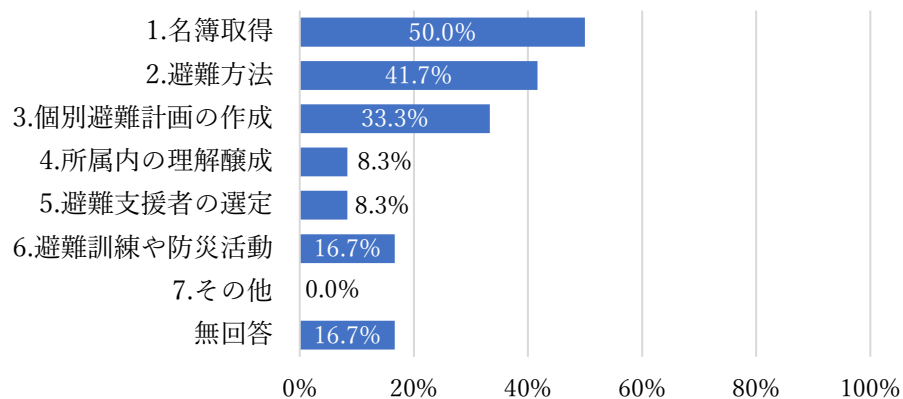
■問2.要配慮者支援の取組の望む支援（民生委員） n=13



■問2.要配慮者支援の取組の望む支援（行政） n=3



■問2.要配慮者支援の取組の望む支援（その他） n=12

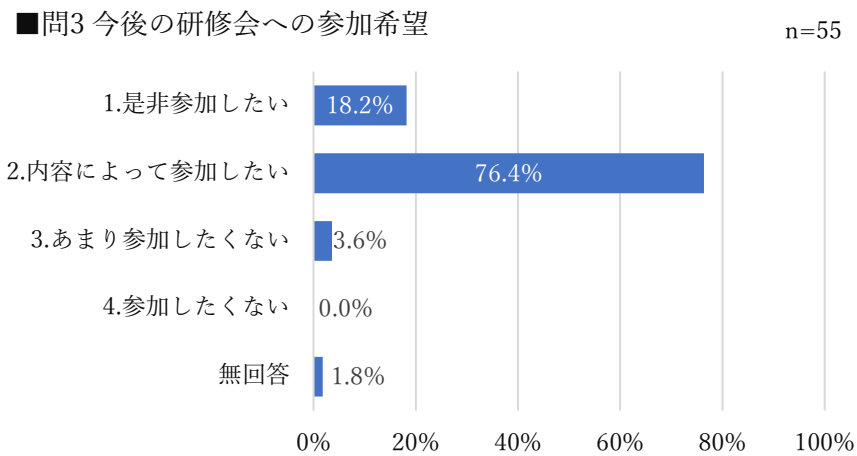


「7.その他」の自由記述には以下の通り 3 件の記載がありました。

- 支援をすすめてくれる人材を紹介してほしい
- 大変多くの課題が解ったので町内役員で検討していくことにします
- 4.所属内の理解醸成への支援で、各町内会の住民に回覧等の作成

■設問3 【設問2】の支援に関する研修会などの機会があれば、参加したいと思いますか

「2.内容によって参加したい」が 76.4%と最も高く、「1.是非参加したい」が 18.2%となっています。「1.是非参加したい」と「2.内容によって参加したい」と回答した割合を合わせると、94.6%が参加したいと回答しています。



5. 研修会の成果

今回のような全体で行う研修会は、コロナ渦前の令和元年度以来の開催となりました。

昨年、一昨年は要配慮者避難支援の工夫について、各年3町内会ずつに聞き取りを行い「要配慮者避難支援実践集 取組のヒント」と題した冊子を作成し、各町内会や関係機関に配布をしました。近隣の町内会で展開されている取り組みを知ること、より身近なところから、支え合い活動や要配慮者避難支援について考えてもらえる機会となったのではないのでしょうか。

本年度の研修においても、質疑応答などから実際に要配慮者支援に関わっている参加者の日頃の悩みや工夫などの声が聞こえました。

実施後のアンケートによる意見や感想では、「普段の付き合いの大切さが大事だという事がよく分かった。」「行事で訓練や練習をしたいと思う」「今まで町内会でやってきた日常的な関わりで対話を重視した支援をやっていくことの確認ができた」などの記載があり、各々の取組みに対する確認や学びを深める機会になったと思われます。

さらに、「要配慮者避難支援の取組を進めるための支援に関する研修会の機会があれば参加したいか」の設問では、「1.是非参加したい」と「2.内容によって参加したい」と回答した割合を合わせると94.6%が参加したいと回答していることから、本事業に対する学びの場への関心の高さがうかがえます。

6. 今後に向けて～活動のヒント

本研修会をふりかえり、手稲区内における要配慮者避難支援の展開について以下のとおり整理しました。

1) 手稲区災害時要配慮者地域支え合い事業の継続

令和3年の災害対策基本法の改正により、今後札幌市においても災害時避難行動要支援者に対する支援のあり方や取組の推進方法に変化がみられる可能性があり、区民に対する取り組み方法や工夫について周知・啓発する機会は重要であると考えます。また、要配慮者避難支援を実施する団体においても毎年役員の変更等が発生するため、あらゆる機会を通じて要配慮者避難支援について周知・啓発することが必要です。

2) 優先度を踏まえた事業の展開

手稲区内には国道5号線よりも西（山）側エリアに点在する土砂災害警戒区域のほか、新川沿線の浸水区域、更には新川の支流周辺の浸水区域など、その地域によって事前把握ができる大雨や土砂災害のリスクが高い地域があります。要配慮者避難支援はより災害の発生リスクが高い地域に重要な仕組みであり、こうした地域の団体の主体性（手上げ）を待つのではなく、直接的なアプローチと団体への支援を行うことが必要です。

3) 上記内容等を踏まえた事業の展開

アンケートで支援を希望している団体のうち、災害リスクの高い地域は複数ありますが、これらの地域の団体に対し具体的な支援を行うことで要配慮者避難支援の仕組みが構築できるものと考えます。また、その取り組みを他の団体に啓発することが効果的だと考えます。

7. 当日の様子



8. 研修資料

令和6年度手稲区災害時支え合い研修会 地域全体で築く要配慮者避難支援

2024.12.06.

一般社団法人Wellbe Design 篠原 辰二



©TEINE WARD SAPPORO



ウェルビー デザイン
一般社団法人Wellbe Design

地域福祉推進を担う機関や人材を支援する非営利型団体

「地域研究」「地域開発」「人材育成」の

包括的プロジェクトによる、地域福祉活動の担い手支援

- 社協（全社協、都道府県、市区町村）の各種事業のアドバイザー活動
社協計画、生活支援体制整備事業、被災者支援
- 行政（都道府県、市町村）施策に関するアドバイザー活動
地域福祉計画、避難所基本計画、災害時要配慮者・避難行動支援
- 地域福祉・民生委員・ボランティアに関する支援・調査活動
学会活動、民生委員協議会活性化支援、企業活動の支援
- 地域包括ケアの仕組みづくりに関するアドバイザー活動
地域支援事業（主に地域ケア会議、協議体、認知症施策、介護予防施策）
- 福祉専門職の養成に関する各種の活動
社会福祉士養成、ソーシャルワーク実践者支援、災害派遣福祉チーム組成
などを実施

Follow Me !!



#WellbeDesign

手稲区内では2015年度より災害時要配慮者地域支え合い事業にかかわらせていただいております。



画面共有時の資料の撮影・画面キャプチャ、Webサイトへの掲載を含め、無断複製を禁じます ©一般社団法人Wellbe Design SHINJI Shinohara

2



取組事例

- ①前田ゆたか町内会
- ②ル・サルク手稲町内会
- ③富丘三樽別町内会



取組のヒント

- ①要配慮者避難支援の基本的な考え方
- ②支援対象者の考え方と把握の方法
- ③地域における支援体制づくり

ご協力いただいた町内会

- 手稲千代ヶ丘北町内会
- 手稲曙第3町内会
- 新発寒栄町内会



手稲区のホームページには、2022年度と2023年度に作成した「実践集」が掲載されています。どなたでもダウンロードできますのでぜひご覧ください。



画面共有時の資料の撮影・画面キャプチャ、Webサイトへの掲載を含め、無断複製を禁じます ©一般社団法人Wellbe Design SHINJI Shinohara

3

本日のおはなし

1 災害時要配慮者避難支援の全体像

国が示している災害時避難行動要支援者に対する支援の構築内容と札幌市における災害時要配慮者避難支援の全体像についておさらいします

2 地域の特性にあわせた具体的な取組み

手稲区内の町内会等の実践を参考に、要配慮者避難支援の具体的な取組み方法・手順について確認します。

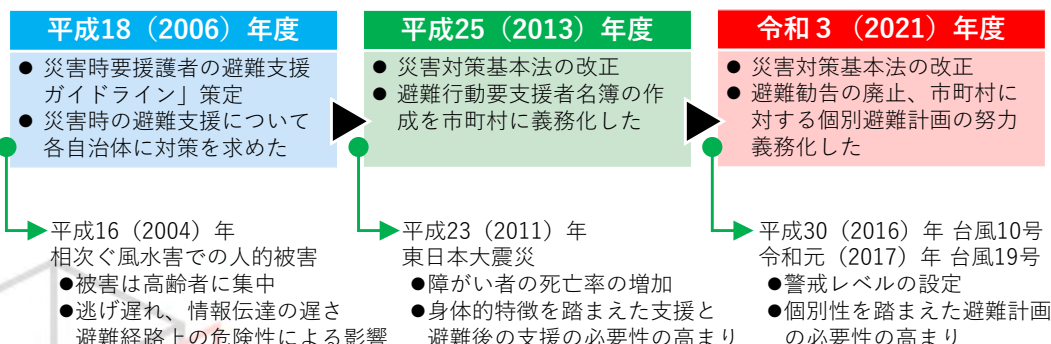
実際に被害に遭った被災地域の取組状況や教訓なども踏まえ、手稲区内の皆さまに対する取組み方法についておはなしします。



画面共有時の資料の撮影・画面キャプチャ、Webサイトへの掲載を含め、無断複製を禁じます ©一般社団法人Wellbe Design SHINJI Shinohara

4

災害時避難行動支援のおおまかな変遷



札幌市では、国が法律に規定する以前の平成20（2008）年度から、地域における主体的な要配慮者避難支援の取組を支援しています。



画面共有時の資料の撮影・画面キャプチャ、Webサイトへの掲載を含め、無断複製を禁じます ©一般社団法人Wellbe Design SHINJI Shinohara

5

“避難行動に支援を要するもの”の定義

札幌市

- 要介護の認定を受けている方
- 居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護、同行援護、生活介護、共同生活援助、移動支援の障がい福祉サービス支給決定を受けている方
- 身体障害者手帳1～2級を所持している方
- 視覚障がい・聴覚障がいのある方
- 療育手帳Aを所持している方
- 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
- その他市長が特に必要と認めた方（指定難病等のうち特に支援が必要な方など）

118,943人 (R6年4月1日現在)

災害対策基本法

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）

第49条の10（抜粋）

対象となる住民について、名簿を作成し、個人の同意を得たうえで個別避難計画の作成や避難支援関係機関に対する情報の提供を行うことになっています。



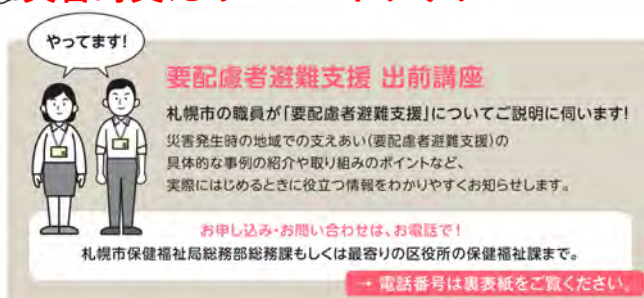
6

画面共有時の資料の撮影・画面キャプチャ、Webサイトへの掲載を含め、無断複製を禁じます ©一般社団法人Wellbe Design SHINJI Shinohara



札幌市の取組みについて

👉 災害時支えあいハンドブック



札幌市災害時支えあいハンドブック〈概要版〉より

災害時要配慮者避難支援の全体について記載されています。このハンドブックを利用しながら、また必要に応じて出前講座などの支援を受けながら地域での活動に取り組みましょう。



7

画面共有時の資料の撮影・画面キャプチャ、Webサイトへの掲載を含め、無断複製を禁じます ©一般社団法人Wellbe Design SHINJI Shinohara

避難支援とはどのような支援なのか

「避難」とは、災害が発生し、
又は発生するおそれがある場合に**危険を避けることをいう。**

『避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針』平成25年8月（令和3年5月改定），内閣府（防災担当），P33-34

風水害

事前の予測が可能
(時間的猶予がある)



災害が起きる前の段階における
避難行動の支援

地震

事前の予測が困難
(時間的猶予がない)

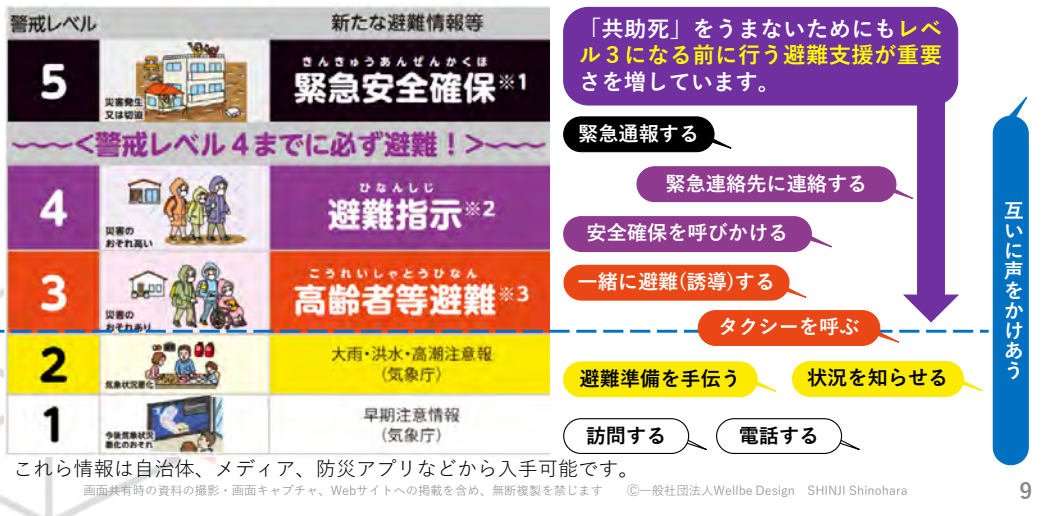


災害が起きてから
取り残されていないかを確認

画面共有時の資料の撮影・画面キャプチャ、Webサイトへの掲載を含め、無断複製を禁じます ©一般社団法人Wellbe Design SHINJI Shinohara

8

風・水・土砂から危難を避けるタイミングはいつ？



9

浸水被害等からの危難の避け方の例

札幌市ハザードマップ(厚別区版)より



雨の災害を想定した場合、色が濃い地域に居住していると優先順位が高くなりますが、住宅の立地や多層階住宅の場合は優先度が低くなる可能性もあります。

例：黄色だが床上までは1m以上ある。ピンクだが3階建てで安全・垂直避難は可能である。

もちろん土砂災害警戒区域であれば、浸水想定がなくてもリスクが高くなります。



10

能登半島地震の教訓＝「可視化」

民生委員制度創設90周年記念事業 「災害時一人も見逃さない運動」

第1次 2006年4月～2007年9月末

第2次 2007年10月～2010年11月末

→能登半島地震

2007(平成19)年3月25日9時42分

能登半島沖を震源とするM6.9地震が発生
石川県輪島市、七尾市、穴水町で震度6強を観測
死者1名、負傷者356名、家屋損壊約30,000棟

この災害の中…輪島市門前地区では

民生委員による要配慮者の安否確認が30分程度で完了
一方、行政が把握できたのは2週間後であった
民生委員による「**支え合いマップ**」が功を奏した



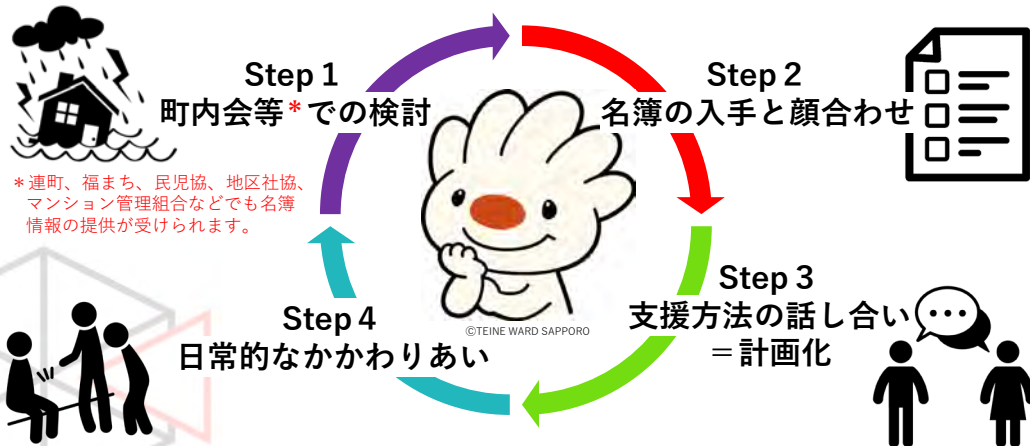
日頃からの住民相互による関係づくりと関係の可視化が功を奏した事例として全国に波及しました。今年の能登半島地震にもつながっています。



11

取組みの手順例

名簿取得済みの団体もこれからの団体も、一緒に確認しながら取組みを進めてみましょう。



画面共有時の資料の撮影・画面キャプチャ、Webサイトへの掲載を含め、無断複製を禁じます ©一般社団法人Wellbe Design SHINJI Shinohara

12

Step 1 町内会等での検討

地域を知る



地域にはどのようなリスクがあるのか
どこが安全なのか みんなで確認しましょう



風水害

地震



ハザードマップで居住地域の災害リスクを確認しましょう。手稲には災害のリスクが少ない地域もたくさんあります。闇雲に備えるのではなく、根拠に基づく取組みをしましょう。



画面共有時の資料の撮影・画面キャプチャ、Webサイトへの掲載を含め、無断複製を禁じます ©一般社団法人Wellbe Design SHINJI Shinohara

13

Step 2 名簿の入手と顔合わせ

ひとを知る



地域にはどのような人が暮らしているのか
誰が支援を求めているのか

名簿を取得して確認しましょう

名簿に掲載されている人は同意を得ている人。それ以外にも支援の必要な人もいますが、まずは名簿に掲載されている人にアプローチをしてみましょう。意外と支援が不要な人もいますので、実態把握や意向確認が必要になります。



ちなみに

● ハザードマップ上で危険な地域にお住まいで、かつ 介護を要する方 など、

国から自治体に対し、**優先度の高い避難行動要支援者**について、**法改正（R3）から おおむね5年程度（R8）で作成に取り組む**よう依頼しています。

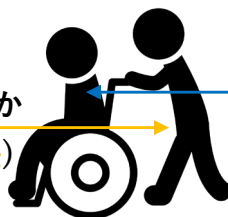
※ 優先度の高い避難行動要支援者とは、要介護度3～5の高齢者、身体障害者手帳1級・2級等を所持する身体障害者や重度以上と判定された知的障害者等の**自ら避難することが困難な者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む者や、独居または夫婦二人暮らしの者など、地方公共団体が優先度が高いと判断する者**

画面共有時の資料の撮影・画面キャプチャ、Webサイトへの掲載を含め、無断複製を禁じます ©一般社団法人Wellbe Design SHINJI Shinohara

14

方法を知る

いつ、だれが、
どの様な支援ができるのか
(できること、できないこと)



「自宅に留まる」こと、「情報を得ること」で危難を避けることができます。全ての人が避難所までの移動に支援を求めているわけではありません。

支援方法は、支援する人だけが一方的に決めるのではなく、支援を必要とする人と一緒に話し合うことが大切です。その中で、支援を必要とする人が自ら取組む対策【自助】についても話し合しましょう。



目が不自由

障害物が
わかう

私は町内会長の
○○○です
(名前を伝える)

支援者の誘導が
必要ですね

耳が不自由

支援者との
連絡方法を
決めておきましょう

筆談道具、手話カード、
機中電灯などが

画面共有時の資料の撮影・画面キャプチャ、Webサイトへの掲載を含め、無断複製を禁じます ©一般社団法人Wellbe Design SHINJI Shinohara

15

話し合った内容をシートに記入すれば「個別避難計画」の完成！

③想定する 支援内容

[illegible]

②避難行動要支援者の緊急時連絡先

[illegible]

④留意事項 の確認欄

画面並有時の資料の撮影・画面キャプチャ、Webサイトへの掲載を含め、無断複製を禁じます ©一般社団法人Wellbe Design SHINJI Shinohara

16

日頃から要配慮者に関わっている団体など

- 地域包括支援センター
- 障がい者相談支援事業所(地域支援員)
- 専門性を有する方・組織(身障者相談員等)
- 福祉サービス事業者(ケアマネージャー等)
- 障がい者団体 など

広範囲に活動する
地域コミュニティ組織など

- 連合町内会
- まちづくり協議会
- 地区社会福祉協議会・
地区福祉のまち推進センター
- 地区民生委員児童委員協議会 など

地域で専門性や
設備などを備えた施設

- 社会福祉施設
- 病院等医療機関
- 保育園・幼稚園・福祉専門学校 など

介護支援専門員や**相談支援専門員**は、避難行動要支援者のうち介護保険サービス等の利用者について、

- ①日頃から避難行動要支援者本人の状況等をよく把握しており、信頼関係も期待できる
- ②ケアプラン作成等に合わせて行うことが効果的である
- ③災害時のケア継続にも役立つ

などから、個別避難計画作成に、福祉専門職の参画を得ることが極めて重要である。

『避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針』平成25年8月（令和3年5月改定），内閣府（防災担当），P76-77

画面共有時の資料の撮影・画面キャプチャ、Webサイトへの掲載を含め、無断複製を禁じます ©一般社団法人Wellbe Design SHINJI Shinohara

17

障がいのある方の支援に向けて

誰もが住みやすい あんしんのまちコーディネート事業

(札幌市保健福祉局総務部・障がい保健福祉部)
さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール
電話：011-213-0171 FAX：011-213-0172



札幌市では、個々の障がい者の特性にあわせた避難支援方法を構築するために、コーディネーターの派遣等を行う事業を展開しています。ぜひご活用ください。



画面共有時の資料の撮影・画面キャプチャ、Webサイトへの掲載を含め、無断複製を禁じます

障がいのある方の避難支援で、お困りのことはありませんか？
・避難行動要支援者名簿情報の提供を受けたが、障がいの種類によって、どのような接し方をすればよいのか分からない。
・〇〇の障がいがある方の避難支援計画を考えたいが、どのような配慮を行ったらよいのか分からない。

札幌市では、災害が発生したときに障がいのある方の避難支援を行う町内会・自治会、地区社会福祉協議会（福祉のまち推進センター）等に対して、助言等を行う**コーディネーターを派遣**します。

＜コーディネーターが可能な支援＞

- ・支援に当たっての留意点等の助言
- ・避難行動要支援者とのマッチングへの助言
- ・各避難行動要支援者の個別避難支援計画への助言
- ・避難訓練への助言 等



※ 要支援者にお会いする場合は、ご本人の了解をいただきながら進めさせていただきます。



学習会イメージ

避難訓練イメージ

©一般社団法人Wellbe Design SHINJI Shinohara

18

Step 4 日常的なかかわりあい

具体を知る

■ 避難行動要支援者への気配り



■ 避難行動要支援者との訓練



札幌市災害時支えあいハンドブックより

この取組みを基にしながら、日ごろの関係性を深めるとともに、避難行動の円滑な支援に向け、訓練や話し合いを繰り返すなど、実効性のある取組みに深化させましょう。



画面共有時の資料の撮影・画面キャプチャ、Webサイトへの掲載を含め、無断複製を禁じます

©一般社団法人Wellbe Design SHINJI Shinohara

19

地域活動や行事を活用した支援体制づくり



令和6年能登半島地震で大きな被害を受けた奥能登地方は高齢化と過疎化が進行している地域ですが、お祭りや伝統文化を長年守り続けてきた経験を持つコミュニティの強い地域でもあると言われています。

長期的な避難生活にあっても、被災者同士互いに支え合いながら日々を過ごしているそうです。

手稲区の各地でも様々な地域活動が行われています。それらの活動を「防災」や「要配慮者支援」と重ねると自然に支援体制が築けます。

札幌市では男女共同参画の視点から取り組む防災活動の推進も行っていますので、日々の地域活動においても取り入れてみてはいかがでしょうか。

災害への備えを特別視せず、日常の地域活動の延長上に位置づけてみてはいかがでしょうか。手稲区内には多くの実践とヒントがあり参考にしてみましょう。



画面共有時の資料の撮影・画面キャプチャ、Webサイトへの掲載を含め、無断複製を禁じます

©一般社団法人Wellbe Design SHINJI Shinohara

20

令和 6 年度手稲区災害時支え合い研修会 報告書

報告書作成日 2025 年 2 月 27 日

報告書作成者 一般社団法人 Wellbe Design

〒004-0022 北海道札幌市厚別区厚別南 2 丁目 7 番 2 8 号

TEL (011) 801-7450 FAX (011) 801-7451

URL. <https://www.wellbedesign.jp> Mail. info@wellbedesign.jp
